

越廼地区社会福祉協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、越廼地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）という。

(事務所の位置)

第2条 本会の事務所は、福井市こしの高齢者ふれあいセンター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、越廼地域における地域福祉の担い手として、地域住民が文化的で安心した生活を営むことが出来るよう、地域住民が相協力して地域福祉の推進を図り、豊かな地域づくりに貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の福祉に関する調査
- (2) 地域住民の福祉の達成を目的とする各種団体の事業の連絡、調整及び活動助成
- (3) 福祉活動に対する地域住民の理解と関心を高める為の啓発活動、及び地域ぐるみ福祉活動の実践
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(組 織)

第5条 本会は、福井市越廼地域内に住所を有する世帯の代表者、団体等本会の目的に賛同した者を会員として組織する。

(会 費)

第6条 会員は、別に定めるところにより会費を納入するものとする。

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 役員 若干名
- (2) 庶務会計 1名
- (3) 監事 2名

(会長、副会長の選任及び職務)

第8条 本会に、役員の内選により会長1名、副会長2名を置き、選任する。

- 2 会長は、会務を統括し、この会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長、副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した役員が、順次にその職務を代理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長、副会長任期は、役員としての在任期間とする。

(役員選任等)

第10条 役員は、別表の団体において選任し、会長が委嘱する。

- 2 庶務会計は、役員承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 監事は、役員の中から選任する。

(顧問)

第11条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に答え、必要に応じ会議に出席する。

(会議)

第12条 本会の業務の決定は、役員会によって行う。ただし、軽易な業務は会長が専決し、役員会に報告する。

- 2 役員会は、定例及び臨時に開催し、会長が招集する。
- 3 会長は、役員総数の3分の1以上の役員又は監事から会議に付議すべき事項を示して役員会の招集を請求された場合には、速やかに役員会を招集しなければならない。
- 4 役員会の議長は、会長が務める。
- 5 役員会は、役員総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面で、欠席の理由及び役員会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 役員会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 定例役員会においては、次の事項を審議する。
 - (1) 年次事業計画・事業実績
 - (2) 予算・決算
 - (3) 諸規定の改廃等
 - (4) その他必要と認める事項
- 9 役員会に於いて決定した事項は、速やかに会員に周知するよう努めるものとする。

(会 計)

第13条 本会の会計は、会費（一般会費、賛助会費）、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

- 1 この規約は、平成18年3月24日から施行する。
- 2 この規約は、平成19年4月27日から施行する。
- 3 この規約は、平成20年5月14日から施行する。

別表（第10条関係）

越廼地区社会福祉協議会役員

番号	組織・団体	人数	組織での役職	役職	備考
1	自治会	2	正・副		
2	民生委員児童委員協議会	8	全員		
3	老人クラブ連合会	1	会長		
4	身体障害者福祉協会	1	会長		
5	婦人団体連絡協議会	1	会長		
6	日赤奉仕団越廼支部	1	支部長		
7	公民館運営審議委員会	1	代表		
8	ボランティア	1	代表		
9	(財)越廼振興会	1	理事長		
10	福祉委員	1	代表		
11	学識経験者	1			